

規制改革事項の追加について

平成26年9月30日
内閣府地域活性化推進室

- 現在、改訂成長戦略に記載した事項に加え、各特区の区域会議からの要望や募集した全国提案から、臨時国会に提出する改正国家戦略特区法案に盛り込むもの(法律事項)を中心に、特区ワーキンググループや政務レベルでの協議により、規制改革事項の追加を議論中。
- 主な事項は、以下のとおり。(今後とも更なる追加があり得る。)

1、議論が概ねまとまりつつあるもの

- ・ 外国人家事支援人材の受入れ促進
- ・ 創業人材など、多様な外国人の受入れ促進
- ・ 公立学校運営の民間開放(民間委託方式による学校の公設民営)
- ・ 外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置
- ・ 公証人の公証役場外のワンストップセンターにおける定款認証
- ・ NPO法人の設立手続の迅速化(縦覧期間の短縮)
- ・ 医療法人の理事長要件の緩和
- ・ 農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化
- ・ 旅館業法の特例となる不動産について重要事項説明義務がないことの明確化
- ・ インターネットによる酒類販売の要件緩和 など

2、議論が続いているもの

- ・ 農業生産法人の出資・事業要件の緩和
- ・ 農地転用許可権限の都道府県知事への移管
- ・ 国有林野に関する民間への包括的管理・経営委託の解禁
- ・ 特定区画漁業権(養殖業)の免許に関する優先順位等の見直し
- ・ 外国人医師の日本患者への診療解禁
- ・ 外国での弁護士資格取得者の国内での活動推進
- ・ 年2回の保育士試験を行う自治体に限定した保育士資格の創設
- ・ 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化 など